

新NISAの制度概要と かんたんつみたて術



参加費
無料

ついに！2024年から新NISAが始まりました！
人生100年時代、将来の夢や目標に向けた資産づくりを考えてみませんか？
新NISAの変更点や、積立投資信託のメリットを詳しく解説いたします。

「新NISAの制度概要とかんたんつみたて術」

投資信託専門部署の担当者がわかりやすくお伝えします。2024年からの新NISAの変更点や、積立投信のメリットを詳しく解説いたします！

講師 ふくおかフィナンシャルグループ 投信調査センター



日時 2024年 3月9日(土) 11:00～12:00

定員 50名

会場 出島メッセ長崎 会議室102 (長崎県長崎市尾上町5-1)

※開始時間の30分前より受付を開始いたします。受付の際にはお名前のご申告をお願いします。(申込完了メール等見せていただく必要はございません。)

会場へのご案内は裏面をご覧ください

セミナーのお申込みはこちらから

お申込み後、受付確認のメールが届きますのでご確認ください。なお、お近くの支店でもお申込みいただけます。



よくあるご質問

1 複数名申込のときはそれぞれ申込みが必要か
例：家族(夫婦、お子さま連れ)や友人とご来場の場合

→申込人数確認のため、かならずそれぞれお申込をお願いいたします。
お子様のご来場も可能です。

2 急に都合が悪くなり、セミナーに参加できない場合は
キャンセル連絡は必要か

→キャンセル連絡は不要です。

3 QRコードが読み取れない、申込URLをタップできない

→1度の操作で上手くいかない場合もございます。何度か繰り返し操作をしていただくか、お近くの支店へご来店ください。

4 申込受付完了メールが届かない

→ご入力いただいたメールアドレスの入力ミスか、迷惑メールフィルターの設定が原因の可能性があります。再度お申込みいただくか、[info@db.18shinwabank.co.jp]の受信が出来るように設定をお願いいたします。

セミナー会場のご案内

出島メッセ長崎 会議室102

長崎県長崎市尾上町5-1

※本セミナー用の駐車場は、ご用意しておりません。(割引券・駐車券等の配布もございません。)公共の交通機関をご利用ください。



十八親和銀行からのご案内

セミナーのご案内にあたっての留意点

- 本案内に記載のセミナーでは、金融商品の勧誘を行うことがあります。
- これらの金融商品へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(投資信託の場合は、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、生命保険の場合は、契約初期費用のほか、保険関係費用・運用関係費用・年金関係費用等の諸経費等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の「契約締結前交付書面」、「投資信託説明書(交付目論見書)」、「ご契約のしおり・約款」またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

投資信託に関する留意点

- ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みください。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、十八親和銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。(投資信託の口座開設には、「マイナンバー確認書類」および運転免許証等「本人確認書類」のご提示が必要です。)
- 投資信託には手数料がかかります。ご購入から解約・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。
*申込手数料 *解約手数料 *信託財産留保額 *信託報酬 *監査費用・有価証券売買手数料等その他費用
- NISAに関する留意点は、NISA GUIDE BOOKをご覧ください。

NISA口座のお申込みをご検討いただく際の留意点

- NISA口座のご利用は、日本国内にお住まいの18歳以上の個人のお客さまに限りです。
- NISA口座は、すべての金融機関を通じて、同一年においてお一人さま1口座に限り、開設することができます。(金融機関を変更した場合を除く。)一定の手続きの下で、金融機関の変更が可能です。金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年の年間投資枠で、既に公募株式投資信託を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- NISA口座で十八親和銀行が取扱う商品は「公募株式投資信託」のみです。
- NISA口座の損失は、特定口座や一般口座で保有する他のファンドの売却益や分配金との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 既に保有している投資信託をNISA口座に移すことはできません。
- NISA口座で非課税で投資いただける年間投資枠は、つみたて投資枠が年間120万円まで、成長投資枠は240万円までです(ただし、非課税保有限度額1,800万円の範囲内)。また、約定金額が年間投資枠または非課税保有限度額を超過する場合、超過分は特定口座が開設されている場合は特定預り、開設されていない場合は一般預りとして取扱われます。
- NISA口座で保有する投資信託の分配金を再投資した場合は、新たな投資として年間投資枠をご利用いただくこととなります。ただし、2023年までに投資したNISA預りの投資信託からの分配金は、課税口座にて再投資されます。
- 商品を一部売却した場合には、非課税保有限度額内であれば、翌年以降非課税枠を再利用できます。ただし、その年の年間投資枠の範囲内に限ります。また、利用しなかった年間投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA口座での非課税メリットはありません。
- つみたて投資枠は、積立契約(累積投資契約)に基づく定期かつ継続的な投資信託の買い付けが前提となります。
- つみたて投資枠で十八親和銀行が取扱う商品は、つみたて投資枠用の「公募株式投資信託」のみです。つみたて投資枠用の「公募株式投資信託」とは、金融庁の定める要件(注)を満たし、金融庁への届出を済ませた商品のなかから、十八親和銀行が取扱うために選定した商品です。
(注)金融庁の定める要件は、①販売手数料はゼロ(ノーロード)であること、②信託報酬は一定水準以下に限定していること、③顧客一人ひとりに対して、その顧客が過去1年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること、④信託契約期間が無期限または20年以上であること、⑤分配頻度が毎月でないこと、⑥ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと、以上のすべてを満たすことです。
- つみたて投資枠で買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値を、十八親和銀行から原則として年1回お知らせします。
※上記の内容は、2024年1月現在の情報に基づき作成したものです。今後、税制等は変更されることがあります。